

要 望 書

鳥獣被害防止対策について

○鳥獣被害防止総合対策交付金の継続的な確保

○鳥類に関する被害防止対策の確立



【八代平野における鳥類の飛来状況】

令和7年7月

熊 本 県 八 代 市

八代市における有害鳥獣による農林水産物に対する被害額は、平成27年度から急増し、令和元年度の1億8千万円をピークに、その後減少傾向にあるものの、依然として多くの農林漁業者が被害を受けている状況です。

このうち、中山間地域におけるシカやイノシシ等の獣類の被害防止対策については、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、防護柵の設置、銃やわなによる捕獲、捕獲した獣類を有効活用するための処理加工施設の整備等を進めているところです。

また、近年では、沿岸地域における冬場のカモ類等の渡り鳥による農産物及び水産物への被害が増加しております。特にブロッコリーやキャベツ等の露地野菜への食害等の被害額は、毎年、全体の6割を超えており、深刻な被害をもたらしております。

その対策としまして、令和2年度に熊本県やJA等と連携して「八代地域農作物鳥類被害防止対策協議会」を設立し、被害防止策の検討を行うとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金や県補助金を活用した、テグスや吹き流し、レーザーライトの設置、海上での銃による捕獲等の複合的な取組を行っておりますが、未だに有効な対策が見いだせておりません。

このような状況から、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した取組の継続及び更なる強化並びに鳥類の被害防止対策の確立が必要であります。

つきましては、状況をご賢察の上、下記事項につきまして特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

記

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金の継続的な確保

鳥獣被害対策は、計画的かつ総合的に、また継続して実施しなければ、被害防止効果も限定的となることから、今後も継続して鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策が実施できますよう、事業に必要な予算の確保をお願いします。

2. 鳥類に関する被害防止対策の確立

有効な鳥類被害防止対策が見いだせていない状況であることから、国におかれまして、その確立に向けた調査研究等の実施をお願いします。

令和7年7月

八代市長 中村博生